

1. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること

(1) 短期大学の設置理念

本学は、健康づくりの実践的指導者の育成を目指す短期大学である。理念として掲げる実践的指導者とは、単に専門知識を習得した指導者を指すのではない。本学が理想とするのはむしろ、専門知識を有するとともに、高い教養と情操豊かな人格を有し、社会に貢献することのできる指導者である。そのなかでも人格は、本学が特に重視するものである。こうした指導者像は、以下に述べる二つの考えによって支えられている。

第一は、本学の建学の精神である。それは、「優れたプロは、優れた人格を有する。身体で覚えた技術は、一生を貫く」という精神である。この精神には、本学が目指す指導者像が端的に表現されている。本学がとりわけ人格を重視するのは、本学の母体である後藤学園が「優れた人格を育てること」を教育理念として掲げているからである。本学園の創立者故後藤守正によれば、教育には「学ぶ者一人ひとりに、感謝と和の気持ちを大切にすることを育てる」ことが求められる。優れたプロとは、こうした心の体現者でなくてはならない。

第二は、本学の基本理念である。本学には、三つの基本理念がある。第一の理念は、「人格教育」である。それは、本学の建学の精神や本学園の教育理念に表れている。第二の理念は、「専門知識の習得」である。本学が特に重視する専門知識とは、特に栄養科学やスポーツ科学などの学問である。健康づくりの実践的指導者としての専門性は、こうした学問によって支えられている。第三の理念は、「社会への貢献」である。それは、優れたプロに求められる社会的使命である。後藤守正によれば、「本学の役割」は「社会に貢献できる人材の育成」である。本学はその役割を、健康づくりの実践的指導者の育成を通して成し遂げようと試みている。

これらの精神や基本理念を実現するために、本学は以下に示す四つの教育目標とそれに基づく学位授与の方針を設定した。本学の教育目標は、以下の四つである。

- 1、礼節を尊び、教養と情操豊かな人格を備えた人間性の養成
- 2、広い視野、深い思考力、豊かな表現力の養成
- 3、自分の進むべき道を切り拓く、自立心と創造力の養成
- 4、栄養と運動の両面から健康を支援する実践的指導者の育成

学位授与の方針は、上に示した教育目標に基づいて、以下のように設定した。

- ・ 礼節を尊び、高い教養と情操豊かな人格を有した慈愛あふれる社会人となる資質を備えている者
- ・ 自ら学ぶ積極性と探究心を育みつつ、広い視野と深い思考力を身につけ、栄養科学と運動スポーツ科学の理論を基礎とした健康生活のあり方を学修し、社会に貢献できる実践力を身につけた者

教職課程委員会

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報

これらの教育目標と学位授与の方針は、本学の教育活動を方向づけるものとなっている。

(2) 教員養成の理念および目標

① 本学における教員養成の理念および目標

上に示した建学の精神や基本理念は、本学の教職課程の方向性を指し示してもいる。本学における教員養成の理念は、健康づくりの実践的指導力を有する教師を育成することである。本学教職課程が目指す教師は、専門知識を習得するとともに、高い教養と情操豊かな人格を有し、健康づくりを通して社会に貢献することのできる教師である。この理念を実現するために、本学の教職課程では以下に示す三つの教員養成の目標を設定した。

- (1) 教師としての教養の養成
- (2) 教育実践を工夫するための知識と技能の養成
- (3) 他者と協働する力の養成

第一は、教師としての教養の養成である。これは、学位授与の方針のうち、主に「高い教養と情操豊かな人格」「自ら学ぶ積極性と探究心」「広い視野と深い思考力」に対応する目標である。本学が掲げる「教師としての教養」とは、教師や教育の在り方についての考えやその深さを意味するのであって、単に教職や教育についての知識の有無を指すのではない。それは、「私は教師として如何に在るべきか」という問いとその追究によって支えられているものである。本学は、こうした問いを持ち、教職や教育についての理解を深めながら、自らの教師観や教育観を追究していく教師の育成を目指す。

第二は、教育実践を工夫するための知識と技能の養成である。この目標は、学位授与の方針のうち、主に「自ら学ぶ積極性と探究心」「広い視野と深い思考力」「栄養科学と運動スポーツ科学の理論を基礎とした健康生活のあり方の学修」「実践力」に対応する。教育実践とは、子どもがより成長し、学ぶのを支えようとする営みである。それは、教科内容等の指導と生徒指導や学級づくりに大別される。教師は、個々の子どもの学習状況や心身の状況に応じながら教育実践を試みる必要がある。本学では、その際に必要な知識と技能の養成にも取り組む。

第三は、他者と協働する力の養成である。これは、学位授与の方針のうち、主に「高い教養と情操豊かな人格」「広い視野と深い思考力」に対応している。教師は、一人で教育活動に取り組んでいるのではなく、むしろ他の同僚の教師と協働しながら、また保護者や地域の方々の協力を得ながらそれに従事している。よりよい学校教育は、それぞれの教師が他者と人間関係を構築するとともに、自己の役割を自覚し成し遂げることによって実現されるものと考えられる。本学の教職課程では、教職に係る科目を通して、他者と協働して問題の解決に取り組んでいく教師の育成も試みる。

こうした教員養成の理念と目標の実現を目指して、本学では健康栄養専攻と健康スポーツ専攻においてそれぞれ教員養成に取り組んでいる。健康栄養専攻では栄養教諭(栄養教諭二種免許状)の育成を行い、健康スポーツ専攻では中学校の保健体育教諭(中学校二種免許状(保健体育))の育成に尽力している。以下では、各専攻における教員養成の理念および目標を述べる。

② 健康栄養専攻における教員養成の理念および目標

健康栄養専攻における教員養成の理念は、主に食育活動を通して、子どもたちの健康づくりに寄与する実践的指導力を有する栄養教諭を育成することである。本専攻が目指す栄養教諭とは、専門知識を習得するとともに、高い教養と情操豊かな人格を有し、健康づくりを通して社会に貢献することのできる教師を指す。

この理念の下、本専攻教職課程では以下に示す教員養成における三つの目標の実現に取り組んでいる。第一は、教師としての教養の養成である。それは、学校教育における食育の意義や栄養教諭の役割などについての学生の考えを養うことを意味する。これらについての考えは、学生が教職に係る科目の履修を通して、「私は教師として、また栄養教諭として如何に在るべきか」という問いを追究することで養われるものと考えられる。

第二は、教育実践を工夫するための知識と技能の養成である。本専攻では、次に示す三つの知識や技能を有した栄養教諭を理想として掲げる。一つ目は、教師としての専門性である。たとえばそれは、授業づくりや教材研究を試みる際に必要となる知識や技能を意味する。二つ目は、栄養士として専門性である。これは、栄養教諭が職務である食に関する指導や学校給食の管理を行う際に求められる。三つ目は、スポーツに関する基礎知識である。それは、栄養の方面のみならず、スポーツの方面からも子どもたちの健康づくりの方法を考える必要があるからである。これら二つの方面から健康づくりに取り組むことによって、栄養教諭は子どもの健康やよりより成長を支えることが可能となるものと考えられる。

本専攻教職課程が栄養教諭に必要な知識として栄養とスポーツに関する知識を挙げるのは、本専攻の教育方針を反映しているからである。本専攻は、「様々な現場に対応できる栄養の専門知識・技能を身につけ、さらにスポーツに関する基礎知識を加えた総合的な健康管理の指導技術を修得している」ことを学位授与の方針として定めている。このような方針の下、本専攻教職課程では栄養教諭の養成を図っている。

第三は、他者と協働する力の養成である。栄養教諭の職務は、他の教員と同じように、他教科の教員や学級担任らとの協働を必要とする。それは、食に関する指導が学校における様々な教育活動と関連しているからである。具体的には、社会科、理科、生活科、家庭科、技術・家庭科、保健体育科などの他教科のほか、特別な教科 道徳や総合的な学習の時間、特別活動などである。本専攻教職課程では、他の教員と協働しながら、よりよい教育活動を実践することのできる教師の養成を目指す。

③ 健康スポーツ専攻における教員養成の理念および目標

健康スポーツ専攻における教員養成の理念は、主に保健体育の指導を通して、子どもたちの健康づくりに寄与する実践的指導力を有する中学校の保健体育教諭を育成することである。本専攻教職課程が理想とする保健体育教諭とは、専門知識を習得するとともに、高い教養と情操豊かな人格を有し、健康づくりを通して社会に貢献することのできる教師を意味する。この理想は、本専攻の教育方針を反映したものである。本専攻では、学位授与の方針として、「運動スポーツ科学・栄養科学に基づき、運動を安全に効果的に楽しく継続するための幅広い知識と技能を修得し、健康づくりの実践的指導者となる能力を有している」ことを掲げている。

この理念の下、本専攻教職課程では以下に示す教員養成における三つの目標の実現に取り組んでいる。第一は、教師としての教養の養成である。それは、学校における教育や保健体育の意義、また教師の役割などについての学生の考えを養うことを意味する。これらについての考えは、学生が教職に係る科目の履修を通して、「私は教師として、また保健体育教諭として如何に在るべきか」という問いを追究することで養われるものと考えられる。

第二は、教育実践を工夫するための知識と技能の養成である。本専攻教職課程では、次に示す三つの知識や技能を有した保健体育教諭の養成を目指す。一つ目は、運動やスポーツに関する知識と技能である。具体的には、それらの文化的意義や健康づくり上の意味、教師自身の実技技能、体育を安全に効果的に指導するための指導技術などがこれに当たる。二つ目は、教育活動の計画、実施、評価に関する知識と技能である。たとえばそれは、授業づくりや教材研究、教育評価などに関する知識と技能を指す。三つ目は、個々の子どもたちの特性や子どもたちの人間関係の状況に応じながら教育活動を試みるための知識と技能である。例としては、子ども理解や生徒指導、特別支援教育などに関する知識と技能などが挙げられる。

第三は、他者と協働する力の養成である。保健体育教諭は、学級担任や教科担当の教師として他の同僚の教師と協働しながら、また保護者や地域の方々と連携協力しながら様々な教育活動に取り組んでいく必要がある。その際には、他者とよりよい人間関係を構築しなくてはならない。それは、単に自身の考えを主張するのみでは実現できない。よりよい人間関係は、自身の考えを表現するとともに、他者の考えを尊重することを通して、次第に築かれていくものであると考えられる。本専攻教職課程では、他の教員と協働しながら、よりよい教育活動を実践することのできる教師の養成を目指す。

(3) 教員養成の目標を達成するための計画

① 健康栄養専攻における教員養成の目標を達成するための計画

健康栄養専攻では、上記の教育養成の目標を達成するために、以下のような計画で教員養成に取り組んでいる。以下では、それぞれの目標に対応する計画を示す。

第一は、教師としての教養を養成するための計画である。この目標を達成するための科目は、主に「教職概論」や「教育原理」、その他 1 年次開講の教育の基礎的理解に関する科目

教職課程委員会

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報

等である。これらの科目では、「教師や教育の在り方」「学校教育の意義、課題、制度」「子どもの安全の確保や健康管理の必要性」といった内容を取り扱う。教職課程を履修している学生は、こうした内容の学びを通して、教師や教育の在り方を考える。

第二は、教育実践を工夫するための知識と技能を養成するための計画である。この目標を、本専攻では主に「教育方法の理論と実践」や「食教育実践論」と栄養士免許証に係る内容の科目などによって達成しようと取り組んでいる。前者の二つの科目では授業づくりや教材研究の方法など教師としての専門に係る知識と技能を扱い、後者の科目では食に関する指導や学校給食の管理など栄養士としての専門性に関する知識と技能の養成を目指す。これらの科目の履修を通して、教員希望の学生は栄養教諭に必要な知識と技能を身につける。

第三は、他者と協働する力を養成するための計画である。本専攻教職課程では、特定の科目によってではなく、栄養教諭二種免許状に係るすべての科目を通して、この目標を達成しようと試みている。とりわけ教育の基礎的理解に関する科目等では、話し合い活動や発表の機会を多く設けることによって、学生同士のコミュニケーションの機会を確保している。

そのほか、本専攻教職課程では教育実習報告会を毎年実施している。教育実習報告会には、教職課程を履修している 2 年生のみではなく、教職を希望している 1 年生にも参加するように促している。同報告会では、授業や子どもたちとの交流など教育実習での経験が教育実習を終えた学生から報告される。教職課程を履修している学生は、報告会の内容やそこでの質疑応答を通して、教職や教育などについての理解を深められる。

② 健康スポーツ専攻における教員養成の目標を達成するための計画

上記の教員養成の目標を達成するために、健康スポーツ専攻では以下のような計画で教員養成に取り組んでいる。以下には、それぞれの目標を達成するための計画の内容を記す。

第一は、教師としての教養を養成するための計画である。本専攻教職課程では、主に「教職概論」「教育原理」「学校保健」、その他 1 年次開講の教育の基礎的理解に関する科目等を通して、この目標を達成しようと試みている。それは、これらの科目が「教師や教育の在り方」「学校教育の意義、課題、制度」「子どもの安全の確保や健康管理の必要性」といった内容と関わるからである。教職課程を履修している学生は、こうした内容の学修を通して、教師や教育の在り方を考える。

第二は、教育実践を工夫するための知識と技能を養成するための計画である。この目標を、本専攻教職課程では「教育方法の理論と実践」「授業研究」「保健体育科教育法」、また教科に関する専門科目などを通して達成しようと試みている。前の三つの科目では授業づくりや教材研究の方法などを扱い、教科に関する専門科目では、各種目の技術のポイントや指導上の留意点を取り扱う。

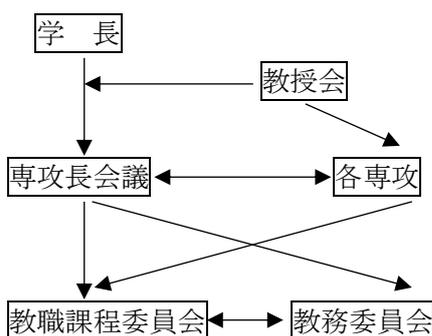
第三は、他者と協働する力を養成するための計画である。本専攻教職課程では、この目標を特定の科目によってではなく、中学校二種免許状(保健体育)に係るすべての科目を通して実現しようと取り組んでいる。

教職課程委員会

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報

そのほか、本専攻教職課程では、教職についての教員希望学生の理解を深めさせるために、教職特別講義を実施している。たとえばそれは、「不祥事防止に関する特別講義」「教員採用試験に関する説明会」「中学校への授業見学(保健体育の授業の見学)」「中学校長による教職特別講義」「現在教員として勤務している卒業生による教職特別講義」などである。

2. 教員の養成に関わる組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。



委員：各専攻の教職課程に係る科目を担当する教員

(令和 4 年 5 月 1 日)

学科 専攻	免許	教員数			
		教職に関する科目・ 大学が独自に設定する科目		教科に関する科目	
		専任 (うち教授)	兼坦・兼任	専任 (うち教授)	兼坦・兼任
健康生活学科 健康スポーツ専攻	中学校 2 種 保健体育	2 (1)	8	7 (4)	8
健康生活学科 健康栄養専攻	栄養教諭 2 種		5	7 (3)	5

※「教職に関する科目」「大学が独自に設定する科目」の専任は教職の専任教員数、
「教科に関する科目」の専任は専攻の専任教員数

※教員の業績並びに担当する授業科目については、本学ホームページから教育情報の
公表>教員の学位及び業績に掲載しています。

3. 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。

※授業科目等の詳細については、本学ホームページから教育情報の公表>授業科目、
授業の方法及び内容並びに年間の授業計画 (シラバス又は年間授業計画の概要) >

教職課程委員会

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報

シラバス に掲載しています。

4. 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。

学校種別教員免許状取得状況（各年度卒業時）

卒業年月	健康生活学科 専攻名	卒業 者数	免許状取 得者実数	中学校	栄養教諭	学科
				免許状 二種	免許状 二種	合計 二種
令和 4 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	74	27	27		27
	健康栄養専攻	64	4		4	4
令和 3 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	41	2	2		2
	健康栄養専攻	59	2		2	2
令和 2 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	70	18	18		18
	健康栄養専攻	54	4		4	4
令和元年 3 月卒	健康スポーツ専攻	52	14	14		14
	健康栄養専攻	80	5		5	5

5. 卒業者の教員への就職の状況に関すること。

学校種別担当教科別教員就職状況

卒業年月	健康生活学科 専攻名	採用の 区分	小学校			中学校			栄養教諭			計
			国	公	私	国	公	私	小	中	私	
令和 4 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	正採										0
		臨採		9			6					15
	健康栄養専攻	正採										0
		臨採										0
令和 3 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	正採										0
		臨採		2								2
	健康栄養専攻	正採										0
		臨採							1			1
令和 2 年 3 月卒	健康スポーツ専攻	正採										0
		臨採		3			5					8
	健康栄養専攻	正採										0
		臨採							2			2
令和元年 3 月卒	健康スポーツ専攻	正採										0
		臨採		4			2					6
	健康栄養専攻	正採										0
		臨採							1			1

教職課程委員会

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に関する情報

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事。

(1) 健康栄養専攻教職課程における教育の質の向上に係る取組

- ①教育実習の報告会(1年生も参加)
- ②先輩の研究授業の映像の鑑賞とそれを基にした授業研究(2年生に実施)
- ③教員による模擬授業の実施
- ④教育活動における ICT 活用に関する教職特別講義
- ⑤現在教員として勤めている卒業による教職特別講義
- ⑥教員採用試験模擬試験の実施
- ⑦1次試験合格者に対する2次試験対策
- ⑧授業研究会
- ⑨実務家教員による授業

(2) 健康スポーツ専攻教職課程における教育の質の向上に係る取組

- ①中学校への授業見学(保健体育の授業の見学)
- ②中学校長による教職特別講義
- ③埼玉県教育委員会の方による不祥事防止に関する教職特別講義
- ④教育活動における ICT 活用に関する教職特別講義
- ⑤現在教員として勤めている卒業生による教職特別講義
- ⑥教員採用試験模擬試験の実施
- ⑦1次試験合格者に対する2次試験対策
- ⑧個人面談
- ⑨教育実習の振り返りと報告
- ⑩授業研究会
- ⑪実務家教員による授業